

平成 27 年度 第 2 回静岡市児童福祉専門分科会 議事要旨

- 1 日 時 平成 27 年 7 月 21 日（火）18：30～21：00
- 2 場 所 城東保健福祉エリア保健福祉複合棟 3 階第 1・2 研修室
- 3 出席者 （委員）津富委員（会長）、浅井委員、今村委員、岩崎委員、上田委員、太田嶋委員、大橋委員、垣見委員、是永委員、酒井田委員、志村委員、杉山委員、鈴木委員、戸崎委員、錦織委員、長谷川委員、平岡委員、水上委員、宮下委員、和田委員
（事務局）平松子ども未来局長、高松子ども未来局次長、深澤参与兼子ども未来課長、大石青少年育成課参事兼所長、安本幼保支援課長、糠谷参与兼こども園課長、伊藤参与兼子ども家庭課長、内山参与兼児童相談所長、伏見男女参画・多文化共生課長、田形参与兼障害者福祉課長、安藤健康づくり推進課長、杉山商業労政課雇用労働政策担当課長、高津参与兼教育総務課長、小林学校教育課長、他事務担当者
- 4 傍聴者 0 人
- 5 議題等 （1）平成 27 年度からの施設・事業等の認可手続きについて
（2）幼保連携型認定こども園等の設置認可等に係る意見聴取について
- 6 会議内容

議題 1 平成 27 年度からの施設・事業等の認可手続きについて

○上田委員（質問）

認可にかかる協議を年 3 回（6 月、9 月、1 月 期限）と設定しているが、例えば、本来 9 月に協議する内容の申請を 6 月末に申請することは可能か。

また、施設の新設にかかる認可申請を 9 月末に行うことは可能か。

⇒子ども未来課

いずれも申請可能。ただし施設の新設は一定の準備期間を要するため、申請者はそれを念頭に申請時期を見定めて提出するものとする。

○宮下委員（意見）

前回の意見を踏まえた見直しがされており評価できる。市民の方が理解できるように手続きが明らかになっていることが大切。

巡回支援は新規参入施設だけでなく、0～2 歳児を新しく受け入れていくような既存園に

についても質を担保する意味で必要と思われる。

○宮下委員（質問・意見）

資料 1-2「4 運営に関する事項 教育・保育内容の提案」は新しく盛り込んだものか。

新規施設の設置については、既存園との距離に配慮するとともに、職員の確保にしっかり取り組んでほしい。

⇒子ども未来課

前段、従来からあったもの。後段、既存園との距離は事前協議の中で確認し必要に応じて申請者に対応を求めている。

○長谷川委員（質問・意見）

待機児童の減少等、状況に合わせて資料 1-2 の見直しは今後必要と考えるがどうか。

資料 1-2「1 法人に関する事項 法人の運営実績」について、実績を持たない新規事業者はどのような採点となるのか。

市内の事業者は、市民が知っているという安心感がある。そういったことを踏まえると、市内の事業者には評価の加点があってもいいのではないか。

⇒子ども未来課

資料 1-2 の「設置地域」の評価は、待機児童の発生状況によりその都度変更することを想定。法人の運営実績については、これまでの取り扱いでは、過去に特別監査等を受けていない既存事業者は 2 点、受けている場合は 0 点、新設事業者は 0 点で評価。

法人の所在地に応じた加点は、市外事業者の参入によって新たな取組や考え方が入ってくるという一面があることを考慮し、所在地による加点は行わないこととした。

○是永委員（質問・意見）

資料 1-2 は先進事例を参考に作成したものか。また、施設整備着工以降に近隣住民の反対が発生しないよう事前に住民の同意を得るなど丁寧な対応が必要なのではないか。

⇒子ども未来課

資料 1-2 は市独自のもので、これまでの経験を活かして作成。また、近隣住民との関係については、事前に同意書を得ることにより対応している。

○浅井委員（質問・意見）

資料 1-2「4 運営に関する事項 教育・保育内容の提案」について、障害児保育については主に公立施設が実施してきたが、要件は私立園でも実施することが前提とされているの

か。

また「保護者の連携体制」と「要望・苦情に対する対応」は一つにまとめたらどうか。さらにマニュアルの有無についても確認したほうがよいのではないか。

⇒子ども未来課

応諾義務があるため、私立園も障害児の受け入れを前提としている。

「保護者の連携体制」は特別な支援を必要とする世帯のお子さんの利用が想定され、保護者支援の観点で評価する必要があるため分けている。

○浅井委員（意見）

同一の提供区域内でも、地域の状況によって施設の在り方は相違している、このことを考慮して十分に精査してほしい。また、提供区域に居住している子どもが区域外の園に通園していることもある、このことから需要と供給の数値が絶対のものではないということを入念に入れておく必要がある。

⇒子ども未来課

新たに施設を設置する場合、できるだけ提供区域内の待機児童が発生している地域での設置となるよう調整していきたい。

○津富委員（意見）

「保護者の連携体制」が特別支援に関することならば、記載表現を検討したらどうか。

○太田嶋委員（質問）

新規参入を認めなくても、既存園で対応できるのではないかと考える。そのためには市の働きかけが重要となってくるが、現在、市は私立幼稚園に対し、どのような働きかけをしているか、また園の反応はどうか。

⇒子ども未来課

資料 1-1「確保に当たっての基本的な考え方」のとおり、既存園の有効活用を優先としている。27年6月から私立幼稚園各園に出向き、今後の方向性をヒヤリングし、移行希望園には、具体的な考えを聴取しているところ。園の反応は、新制度施行から間もないため、移行園の状況を様子見しているといった印象を受ける。今後、移行園の情報を移行を考えている園に対して提供していきたい。

○太田嶋委員（意見）

保護者から見ると新規参入者の内容がわからないため不安を感じる。そういった観点か

らみると地域に密着した既存園で対応できればそれが一番よいのではないかと考える。

⇒子ども未来課

長い経験に培われた既存園によって教育・保育を拡げていければと考えている。

一方では待機児童問題を速やかに解決していかななくてはならない、既存園の移行が遅れば新規参入による確保も必要となってくる。既存園においては、出来るだけ早い時期の移行を考えていただきたい。そのために市として出来るだけの情報提供を行っていききたい。

○酒井田委員（質問・意見）

事前協議は、どのような内容が公開されるのか。また HP 上へ公開することについて申請者から問題提起されることのないよう配慮する必要があると考える。

⇒子ども未来課

公開情報は、提供区域、法人種別、施設種別、定員等を想定。また HP 上への公開は、事前に申請者の了解を得たうえで公開していく。

○錦織委員（意見）

既存園は園の方針に沿って運営しており、また利用者も園の方針等に合わせて子どもを入園させている。既存園がこども園へ移行することで園の内容が変わってくると現在入園している利用者はとまどう。市はこども園のメリット・デメリット等を丁寧に説明するなどの配慮が必要と考える。

○戸崎委員（意見）

安東幼保園がこども園に移行し、幼保の一体的な実施に変わったため、特にこれまで幼稚園を利用していた保護者に戸惑いがあるといった感想を聞く。

○今村委員（質問・意見）

清水中央子育て支援センターの一時保育室では、既存園に入園できないために当施設を利用する方が数多くいる。小規模保育の利用者には連携施設の受け入れについて説明を行っているか。また、こども園に関心をもつ保護者に対して情報提供していく必要があるため、こども園に移行した園の情報提供を考えてほしい。

⇒子ども未来課

利用者には連携施設について説明を行っている。また、移行園については今後適切な情報提供を行っていききたい。

○津富委員（意見）

以下、今後の取組に活かしてもらいたい。

- ・資料 1-1 の「事前協議」と「事前調査」の記載を分かりやすく整理する必要がある。
- ・事業開始は 4 月に限定されないことの説明を入れたほうがよい。
- ・事前調査の会議時期を示した方がよい。
- ・資料 1-1 「順位付けを行う場合の勘案要素」と資料 1-2 「評価項目」の並びを対応させたほうがよい。
- ・資料 1-1 「4 教育・保育の質の担保」のために予算確保をお願いしたい。また、「各種評価の取組」の中に保護者の評価を入れてほしい。

議題 2 幼保連携型認定こども園等の設置認可等に係る意見聴取について

○長谷川委員（意見）

資料 2-1 「3 幼保連携型認定こども園における 2 号認定を受けた在園児のための 1 号定員の設定に係る特例的取扱い」について、2 号認定から 1 号認定への切り替えでは類型によって特例の格差が生じることが懸念され慎重に検討する必要があると考える。

○長谷川委員（質問）

安東こども園の利用定員に対する 1 号、2 号認定の就園状況を教えてほしい。

⇒こども園課

【定員（合計 240 名）】

【在園児の状況（27 年 4 月時点）】

3 歳児：60 名定員（内 1 号 40 名、2 号 20 名）→1 号 40 名、2 号 12 名

4 歳児：90 名定員（内 1 号 70 名、2 号 20 名）→1 号 47 名、2 号 20 名

5 歳児：90 名定員（内 1 号 70 名、2 号 20 名）→1 号 65 名、2 号 22 名

○長谷川委員（質問）

安東こども園の 3 号枠は、1、2 号認定の余裕がある場合に設定すると認識していたが、計画をみると新しい施設を設けて実施するという事になっている、この考え方を教えてほしい。また、1 号認定の部屋の改修とはどのようなことを指すのか。

⇒こども園課

市立園のこども園移行の考え方として、旧幼稚園から移行したこども園は 3 号定員を設定しない、旧保育園から移行したこども園は 1 号定員を設定しないと整理した。そのため、現在 1～3 号全てを受け入れる市立こども園がない状態。1～3 号全てを受け入れる園を運営

し、公私立の手本としていきたいと考えている。また、1号認定の部屋の改修は資料2-2 4ページにあるとおり保育室の改修を考えている。

○水上委員（質問）

資料2-1「3 幼保連携型認定こども園における2号認定を受けた在園児のための1号定員の設定に係る特例的取扱い」の包括的に意見を聴取することは賛成。

資料2-2の静岡東、静岡東南区域の状況は、静岡市子ども・子育て支援プランの量の見込み・確保方策と一致していない。プランに示す29年度末までの整備が間に合わなくなる。今後の見通しは立っているのか、また、静岡東、静岡東南区域は既存の幼稚園を移行しても確保数が足りないのではないかと思われるがどうか。

⇒子ども未来課

今回提示するものだけではプランで示す28年度の確保方策に達していない。ただし今回提示する整備が27年度における全ての整備数ではなく、今後も引き続き、確保できるよう働きかけていきたい。また、静岡東、静岡東南区域は既存園が移行しても不足するため、新しい施設の設置を予定している。

○上田委員（意見）

具体的なスケジュールに拘らず、例えば開園時期の前倒し等、出来るだけ早く待機児童解消となるような働きかけを行ってほしい。一方でプラン上、平成30年度には待機児童は解消し、30年度以降はさらに少子化が進む。このことは園の経営に関わってくることから先の見通しも立てながら、園との話し合いを行ってほしい。

○水上委員（意見・質問）

待機児童の解消はこども園の整備だけではないと考える。ワーク・ライフ・バランスの観点から企業に対し働き方を見直すような市の取組はあるか。

⇒子ども未来課

本市の人口減少対策の中で、ワーク・ライフ・バランスの新たな取組として、企業への働きかけを検討していく。

○岩崎委員（意見）

企業における女性の活用や短時間勤務、男性の育休取得など、多様な働き方に対応した取組は進みつつある。一方では業績を重視する企業がまだまだありワーク・ライフ・バランスの実現には時間がかかると考える。

○和田委員（意見）

静岡労働局では、年間を通して各企業を訪問し、育児・介護休業の取得状況や女性の活用等についてヒヤリングを行いワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいるところ。

静岡市が今後策定するワーク・ライフ・バランスの取組に協力していきたい。

○錦織委員（意見）

働く母親にとって子どもの病気時の対応が心配である。母親が安心して働くには、病気時に子どもを預かってくれる施設があると助かる。特にひとり親家庭や身近に支援してくれる家族がいない世帯等は大変である。待機児童の解消とともに、安心して働けるように様々な支援が必要と考える。

⇒子ども未来課

病児・病後児保育施設については、支援プランに沿って駿河区に増やし、今後は状況をみながら検討していきたい。また、お子さんを預かるサービスとして、緊急サポートセンター事業があり、こちらも支援プランに沿って必要な会員数を増やしていく。

○杉山委員（意見）

早急に少子化を改善していかななくてはならないが、保育の人材の確保が難しいと考える。

こども園に移行したことによって事務量が増え、職員が子どもと向き合う時間がとれないようだ。教育・保育の質を上げていくには、このような事務改善の取組も必要と考える。

⇒子ども未来課

教育・保育の質を高めることに傾注できるよう、出来る限り事務処理の簡略化に取り組んでいきたい。

○上田委員（意見）

ワーク・ライフ・バランスについては、経営者それぞれがどのように取り組んでいくか、社員のニーズ等を踏まえながら進めていき、さらに横のつながりで展開できることは進めていくというように考える。子育てと女性のキャリアの調和を取っていくことが一つの課題と考える。また、子どもの体調不良時における支援について、市が積極的に周知していく必要があると考える。

○津富委員（意見）

審議での質疑応答を踏まえながら、説明が必要な事項は資料に書き込まれていったほうがよいと考える。